## 別表1 (第3条第2項関係)

## 加入金徴収基準及び払込み方法

1. 加入金徴収基準 個人、法人共に 1会員5,000円とする。

2. 加入金の払込み方法 会員加入の承諾された以後に納入する。

## 別表2 (第4条関係)

会員の徴収基準、払込みの方法及び新規加入者の会費の扱い

## 1. 会費徵収基準

区分		等級	会費額 年/円
個人会員	従業員(事業主・従業員を含む)3人以下	8	<u>15,000</u> 円
	従業員(事業主・従業員を含む) 5 人以下	7	<u>20,000</u> 円
	従業員(事業主・従業員を含む)6人以下	6	<u>25,000</u> 円
法人会員	資本金 500万円未満	7	<u>20,000</u> 円
	資本金 500万円以上1,000万円未 満	6	25,000円
	資本金1,000万円以上3,000万円未満	5	<u>30,000</u> 円
	資本金3,000万円以上5,000万円未満	4	<u>35,000</u> 円
	資本金5,000万円以上 但し、等級の決定は、資本金・従業員数等 を勘案して理事会で決定する。	3	<u>70,000</u> 円
		2	<u>90,000</u> 円
		1	120,000円
特 別 法人会員	- 一 学費は 一路同組会・団体は一律30 000円とする 大田税小売店舗 1		

2. 会費の振込み方法 自動振込み又は徴収する。

3. 会費の納期 前期 7月. 後期 11月

4. 新規加入者の会費の扱い 新規加入者<u>の</u>当該年度の会費については、月割計算とする。 詳細については、理事会で決定する。